

別冊：広域防災局資料

①関西防災・減災プランの策定・推進について・・・ 1

②平成 24 年度関西広域応援訓練の開催結果について・・・ 15

関西防災・減災プランの策定と推進

H25. 3. 28 関西広域連合広域防災局

I 関西防災・減災プランの策定・改定

1 目的

南海トラフの巨大地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合及び構成団体が取るべき対応方針やその手順を定める。

2 構成及び策定状況

総則編と4つの分野別対策編により構成。策定状況、今後の予定は下表のとおり。

<策定状況と今後の予定>

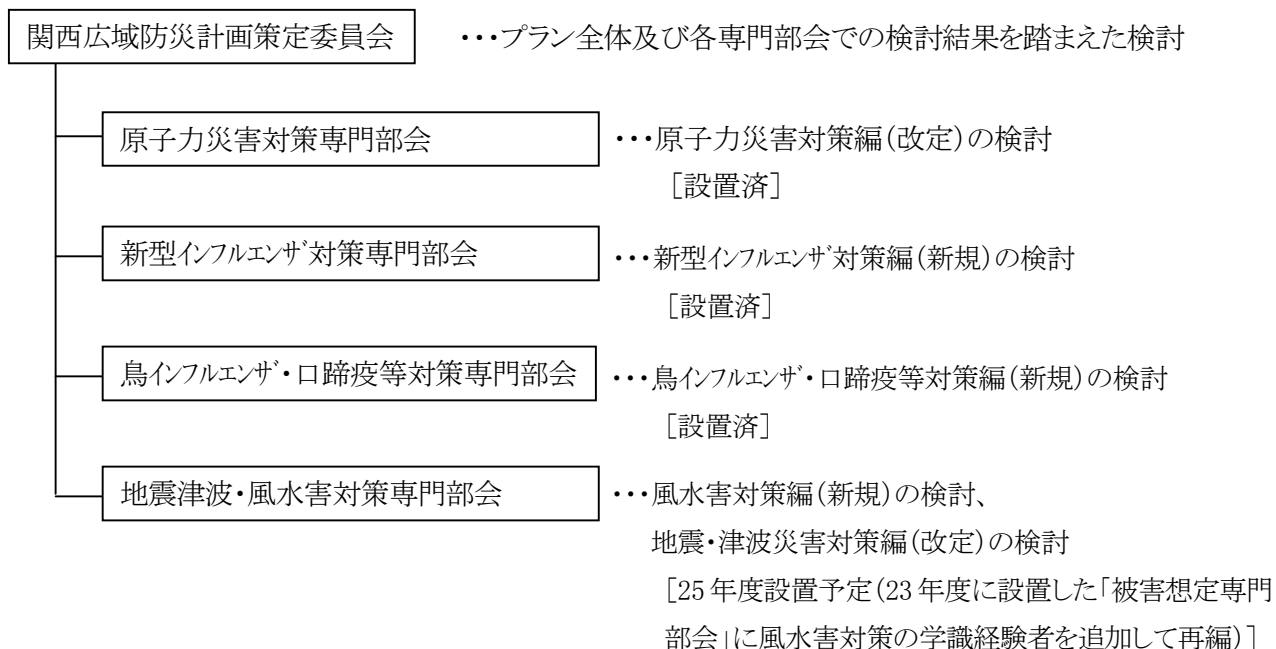
構 成	策定状況	今後の予定
総則編	H23 策定済	・ 分野別対策編を一通り策定した後に、改めて内容を見直す。
地震・津波災害対策編	H23 策定済	・ 以下を踏まえて 25年度に改定（着手） する。 - 南海トラフ巨大地震の国の新しい被害想定とこれに基づき行われる府県の新しい被害想定 - 国の防災基本計画の修正 - 構成団体の地域防災計画の修正
原子力災害対策編	H23 策定済 (概括的・骨格的策定) H25. 6 改定予定	・ 国の原子力災害対策指針の改定等に合わせて 25年度以降も継続して改定 を行う。 - 国の原子力災害対策指針の制定、防災基本計画の修正 - 関係府県市の地域防災計画の修正 - 関係府県の広域避難計画の作成
感染症対策編	未策定	・ 新型インフルエンザ対策編と鳥インフルエンザ・口蹄疫等の特定家畜伝染病の対策編に分けて策定する。 ・ 新型インフルエンザ対策編は以下を踏まえて策定。 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の新しい行動計画、ガイドライン - これに基づき策定される府県の行動計画 ・ 25年度中に策定 する。
風水害対策編	未策定	・ 地震・津波災害対策編を準用しつつ「風水害に強い地域づくり」など風水害に固有の対策を盛り込んで策定する。 ・ 25年度中に策定 する。

※この他、「関西防災・減災プラン資料編」を作成し、順次充実を図っていく。

3 検討体制

各分野別対策編の策定・改定に当たり、専門的見地からの検討を行うため、関西広域防災計画策定委員会にそれぞれの専門部会を設置する。

<専門部会の構成>



(参考) 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編の構成

大規模広域災害の被害想定

<災害への備え>

■関係機関・団体等との平常時からの連携
・迅速な災害対応を可能にする応援協定の締結等を推進

■防災・減災事業の展開
・体制整備、訓練、人材育成、住民への普及啓発等を総合的に推進

<災害への対応>

初動期
(発災から概ね3日間)

・情報収集
・緊急派遣チームの派遣
・災害対策(支援)本部の設置
・現地支援本部等の設置

応急対応期
(避難所期)

・被災者の支援
・救援物資の需給調整
・応援要員の派遣・受入調整
・広域避難の調整

復旧・復興期
(仮設住宅期～中長期)

・応急仮設住宅の整備支援
・被災自治体の復興業務支援

オペレーションマップ

大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が相互に連携しながら対応すべきことを項目ごとに提示

(参考) 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編 (H24.3) より

初動期オペレーションマップ (例)

凡例 ○: 対応業務 ◇: 応援要請業務 ◆: 受援業務

項目	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関 (消防・警察・自衛隊・海上保安庁)
4 医療活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇府県災害対策本部への医療関係者の派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入 (滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供) ◆応援チームとの調整 (活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 ○県内DMAT、救護班等の被災地への派遣 【広域応援要請】 ◇DMAT、ドクターヘリ、救護班等医療支援の要請 ◇傷病者、入院患者、要援護避難者等の広域受入要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整 (被災市町村との調整) ◆応援チームの受入 (滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供) ◆応援チームとの調整 (活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ドクターヘリ、救護班等の派遣 ○傷病者、入院患者、要援護避難者等の受入 (管内市町村への要請を含む) 【広域連合】 ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 【広域応援・受援調整】 ○国 (厚生労働省)、他都道県への応援要請 ○被災府県・市町村の受入事務支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援チームの派遣 ○要請に基づく傷病者、入院患者、要援護避難者等の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の医療センター等の医療活動 【厚生労働省・地方厚生局】 ○DMAT、救護班等の派遣調整 ○要請に基づく傷病者等の受入調整 【国土交通省】 ○要請に基づく輸送手段の優先的確保などの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の自衛隊の病院の医療活動 ○要請による自衛隊の救護班派遣 ○消防庁による被災地以外の救急隊等からの救護班の応援 ○要請に基づき輸送手段の優先的確保などの配慮
5 避難者対策の実施 (災害時要援護者への支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる施設の管理者への開設指示・要請 ○避難所職員派遣 ○避難者数、避難者氏名等の確認 ○災害時要援護者の適切な避難の実施 (避難誘導、福祉避難所の開設、被災施設入所者の一時受入施設の確保等) ○物資の必要数量、備蓄数量の確認と不足量の把握 ○避難者のニーズ、体調等の確認 ○自宅避難等、指定避難所外避難者の把握 ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への配慮 【応援要請】 ◇避難所運営職員の派遣要請 ◇避難者受入要請 ◇災害時要援護者の受入要請 ◇広域避難者の移送手段の要請 【受援業務】 ◆応援職員の各避難所への割当 ◆広域避難者の移送手段の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への避難者受入調整 ○府県内市町村への応援職員派遣要請 ○災害時要援護者の受入調整 (受入施設の確保等) ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への支援 ○災害救助法の適用、基準の柔軟運用の要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員派遣要請 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請 (災害時要援護者を含む) ◇広域避難者の移送手段の要請 (移動用バス、自衛隊・海上保安庁のヘリ・船舶等) 【受援業務】 ◆職員派遣の割当 ◆広域避難の割当 (災害時要援護者を含む) ◆広域避難者の移送手段の調整 (災害時要援護者を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣 (管内市町村への要請を含む) ○広域避難受入調整 (施設の確保、移送手段の支援 (災害時要援護者を含む)) ○避難者登録システムの運用、管内市町村への導入要請 【広域連合】 ○応援職員、広域避難受入等が不足した際の構成府県間調整 (災害時要援護者を含む) 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援依頼 (災害時要援護者を含む) ○災害救助法柔軟運用の国への要請 ○海上保安庁のヘリ、船舶等による移送支援の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合からの要請に基づく職員の派遣 ○広域避難の受入準備、要請に基づく受入 (災害時要援護者を含む) ○被災者登録システムの運用 	<ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】 ○災害救助法の柔軟運用の決定・通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による広域避難者の移送
6 物資・燃料等の緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村内輸送ルート確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○搬送手段の確保 ○物流事業者等への支援要請 【応援要請】 ◇府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 ◆市町村内輸送ルート確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内緊急輸送ルート確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○トラック協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にヘリによる緊急輸送を要請 ◇国 (内閣府) に燃料確保の要請 【受援業務】 ◆府県内緊急輸送ルート確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の緊急輸送 (トラック協会等への輸送要請) 【広域連合】 ○海上保安庁へのヘリ出動要請 ○地方運輸局に輸送手段確保を要請 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく救援物資の緊急輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方運輸局】 ○貨物輸送事業者、船舶運航事業者への協力要請 ○旅客の代替輸送、迂回輸送にかかる調整 ○交通機関利用者への情報提供 【内閣府、経済産業省】 ○燃料確保について業界等への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による緊急輸送の実施

応急対応期オペレーションマップ（例）

凡例 ○：対応業務 ◇：応援要請業務 ◆：受援業務

項目	被災市町村	被災府県	広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
1 生活物資の供給	水の供給 ○保存飲料水の供給 ○給水車の派遣 【応援要請】 ◇被災府県及び日本水道協会（府県支部）へ給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） 【受援業務】 ◆給水支援の受入、割当	○管内市町村と保存飲料水、医療用水に係る給水調整（給水車の派遣） ○被災市町村への保存飲料水の提供 【広域応援要請】 ◇日本水道協会に給水応援を要請 ◇自衛隊や海上保安庁に応援要請	○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 【広域連合】 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整	○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣	〔厚生労働省〕 ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整	○自衛隊や海上保安庁による給水活動
	食料・救援物資の供給 ○食料・物資の必要品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○流通業者への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【応援要請】 ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 ◆応援申し出に対する支援先の調整	○備蓄食料・物資の被災市町村への供出 ○協定事業者への供給要請 ○流通業者への物資供給要請 ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけ ○支援要請品目以外の必要性にかかる多角的な検討及びその供給 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ◇必要とされる具体的な物資等の支援要請 【受援業務】 ◆応援物資や炊き出しの申し出に対する支援場所等の特定 ◆救援物資の受け入れ	○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む） ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整 ○大量に必要とする物資の府県民からの募集 【広域連合】 ○不足についての構成府県間調整 ○関係業界への食料・物資供給要請 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への備蓄食料・物資の供出要請 ○他都道県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請 ○国への食料・物資供給要請	○要請に基づき備蓄食料・物資の供出 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ	〔農林水産省・地方農政庁〕 ○災害救助用米穀の供給 ○精米、パン等食料関係業界への出荷要請 〔経済産業省・経済産業局〕 ○生活必需品等関係業界への協力要請	○自衛隊による食料供給活動 ○海上保安庁により物資輸送を支援
	物流の調整 ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○必要な物資の品目や量の把握できる仕組みの確立（避難所等との連絡調整方法の確立） ○市町村内輸送ルートの確立 ○避難所内での配布方法の確立 ○物資集配にかかる事業者への協力要請 【応援要請】 ◇配送システムの確立に向けたノウハウ等の提供要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆市町村内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催	○広域的な物資集積・配送拠点の開設・運営 ○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立 ○府県内輸送ルートの確立 ○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆府県内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置先の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催	○後方支援的な物資集積・配送拠点を必要に応じて開設・運営 ○被災府県への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立 ○被災府県までの輸送ルートの確立 ○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） 【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ◇他都道県への応援職員派遣要請 ◇国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請	○物流事業者、交通事業者への配送要請 ○実動機関（自衛隊、海上保安庁）への協力要請 ○要請に基づき応援職員を派遣	〔国土交通省・地方運輸局〕 ○物流事業者、交通事業者への協力要請	○自衛隊、海上保安庁による搬送活動 ○自衛隊による物資集積・配送拠点の運営支援

Ⅱ 関西広域応援・受援実施要綱の作成・充実

1 目的

関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき作成し、運用するもので、広域連合及び構成団体^{※1}が、連携県^{※2}等の関係機関・団体と連携し、大規模広域災害発生時の応援・受援を円滑に実施できるよう必要な事項を定める。

※1 構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

※2 連携県：福井県、三重県、奈良県、鳥取県

2 構成

(1) 基本的な枠組み

① 対象とする災害

- ・被害が複数の府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害（関西圏外の大規模広域災害にも本要綱を準用して対応）

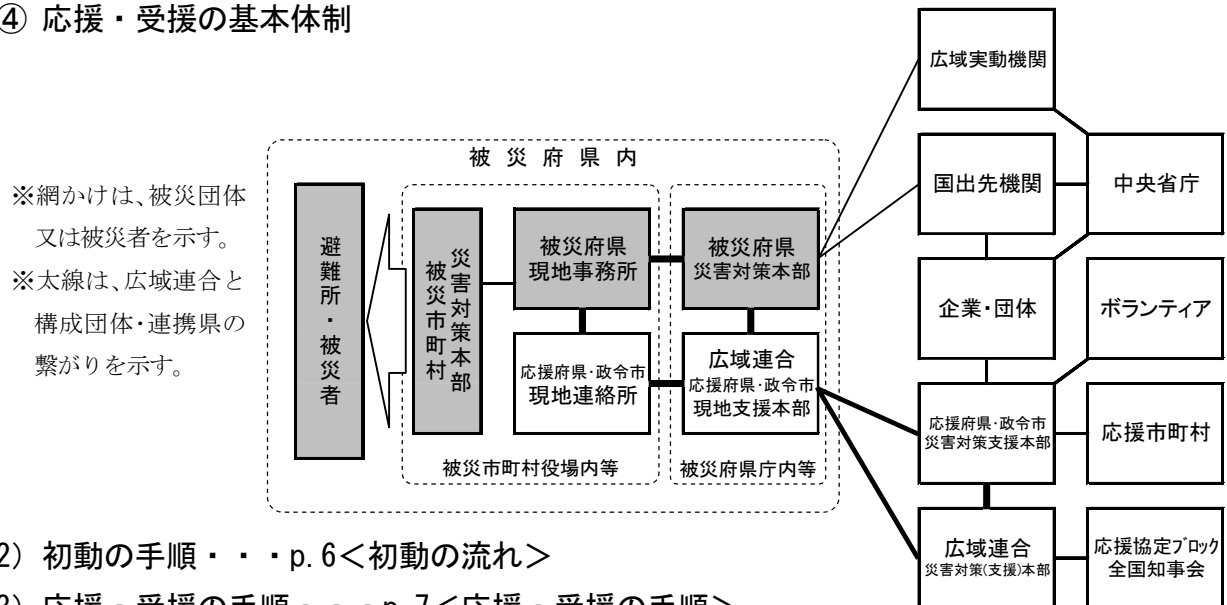
② 応援の種類

応援要員の派遣／物資及び資機材の供給／避難者及び傷病者の受入れ／その他

③ 応援・受援の割当て

- ・広域連合は、被災府県の応援要請に基づき、又は情報収集の結果等により被害が甚大で応援が必要と判断される場合、構成団体及び連携県に応援内容・応援先を割当て
- ・被災府県が複数の場合は、原則として「カウンターパート方式」により応援

④ 応援・受援の基本体制



(2) 初動の手順・・・p.6<初動の流れ>

(3) 応援・受援の手順・・・p.7<応援・受援の手順>

(4) 様式集、関係機関連絡先一覧及び災害時広域応援協定集

3 要綱の改訂

訓練を通じた検証、関西防災・減災プランの改定等に応じて今後も継続的に改訂する。

(今後の主な検討課題)

- ・現地支援本部及び現地連絡所の設置・・・運営方法の詳細検討
- ・医療活動の実施・・・広域医療局で調整が困難な場合の対応や救助・救急等との連携の検討
- ・災害ボランティアの受入れ・・・社会福祉協議会を中心とした応援・受援体制の検討
- ・最大規模の南海トラフ巨大地震への具体的な対応・・・国の活動要領策定等を踏まえて検討

<初動の流れ>

1 準備体制の確立

(1) 準備体制の確立 (広域防災局内に「対策準備室」を設置し、情報収集・対応検討開始)

関西圏域内で { ・震度5強以上の揺れが観測 ・津波警報(大津波)が発表 } された場合
 { ・府県災害対策本部が設置 ・その他甚大な被害が推測 }

※圏域外の場合：震度は6弱以上

(2) 緊急派遣チームの派遣 (隣接府県を中心に構成団体等が連携して現地での情報収集を実施)

関西圏域内で { ・震度6弱以上の揺れが観測され、
 ・通信の途絶等により情報の収集が困難で、 } 甚大な被害が推測される場合

※圏域外の場合：震度は6強以上

2 応援・受援体制の確立

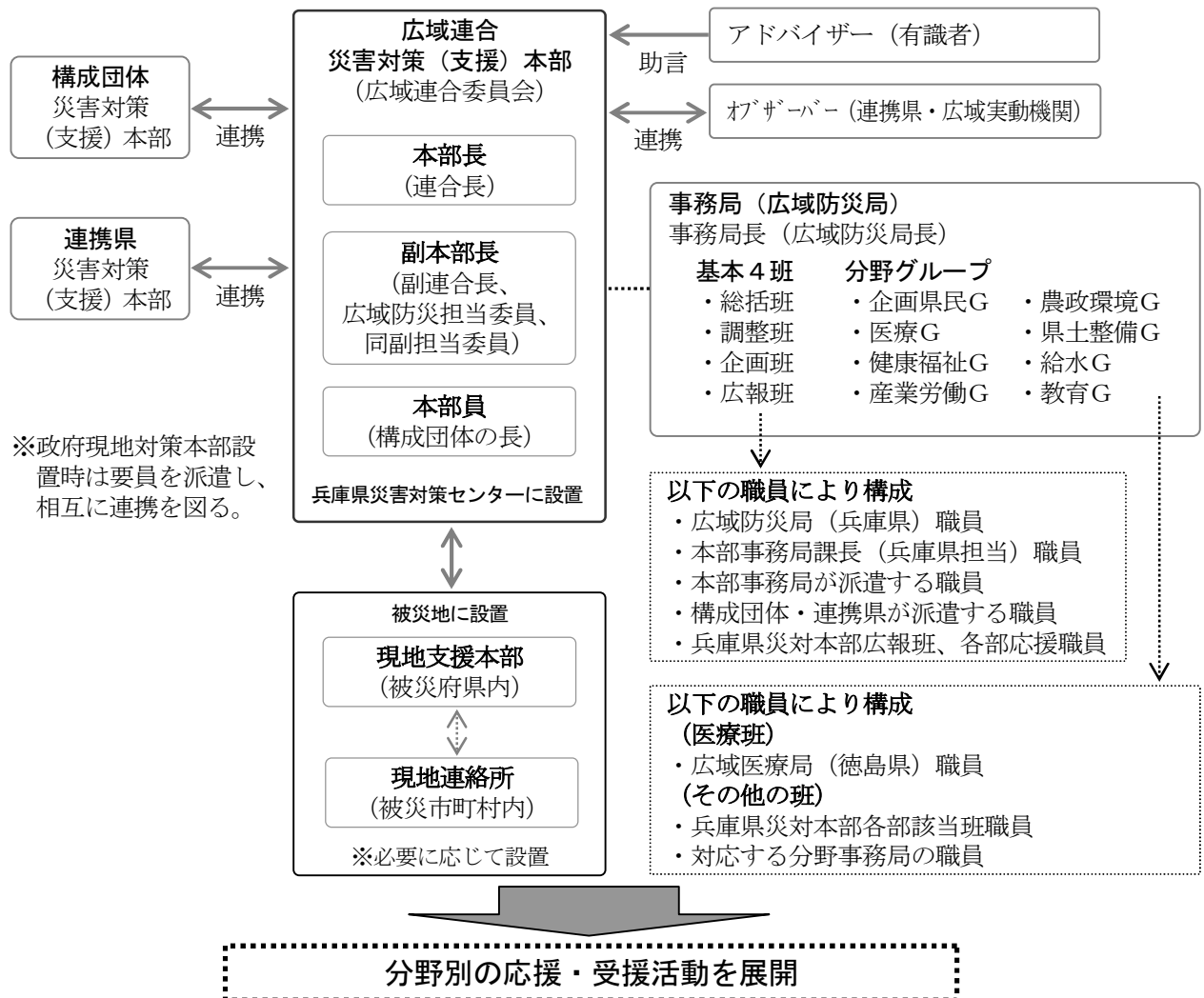
(1) 災害の規模に応じた応援・受援体制の確立

- ・広域連合は、災害の規模を区分し、その規模に応じた応援・受援体制を迅速に確立
 (広域連合として一定の応援・受援調整を行う必要がある場合は、災害対策(支援)本部設置までの体制として、広域防災局内の「対策準備室」を「応援・受援調整室」に移行して対応)

(2) 広域連合災害対策(支援)本部の設置

- ・広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合、災害対策(支援)本部を設置

《広域連合災害対策(支援)本部組織図》



＜応援・受援の手順＞

- ・広域連合及び構成団体は、連携県等と連携し、次表に掲げる分野別に定める手順を基本に応援・受援を行う。(分野別手順書には、広域連合及び構成団体、連携県の業務だけでなく、市町村、関係機関・団体の業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載。)

《応援・受援の分野》

No.	分 野	
1	分野共通の手順	①情報の収集・共有及び公表
		②輸送経路・手段の確保
		③応援要員の派遣
2	(※) 救助・救急及び消火活動の実施	
3	医療活動の実施	
4	(※) 避難指示等の発令及び避難誘導	
5	広域避難の実施	
6	避難所の運営	
7	帰宅困難者の支援	
8	生活物資の供給	
9	(※) 給水	
10	被災者の健康対策の実施	① (※) 保健・福祉
		② (※) 栄養
11	被災者の心のケアの実施	
12	生活衛生対策の実施	①し尿処理
		②入浴の確保
13	防疫対策の実施	
14	遺体の葬送	
15	(※) 被災建築物等の応急危険度判定	
16	応急仮設住宅の整備・確保	
17	社会基盤施設の緊急対策及び復旧	①全般 (道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、海岸、河川、砂防施設、治山施設、林業用施設、農地・農業用施設、集落排水施設)
		② (※) 水道
		③ (※) 下水道
		④ (※) 電気・ガス・通信
18	災害廃棄物の処理	
19	被災者の生活支援	①災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付
		②義援金の募集・配分
		③被災者生活再建支援金の支給
		④相談窓口の開設
20	被災市町村事務全般の支援	
21	学校の教育機能の回復	
22	文化財の緊急保全	
23	災害ボランティアの活動促進	
24	(※) 海外からの支援の受入れ	

「※」印は、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため簡易に掲載。

<分野別手順書（例）>

8 生活物資の供給

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p. 38, p. 45, p. 60]

(1) 基本方針

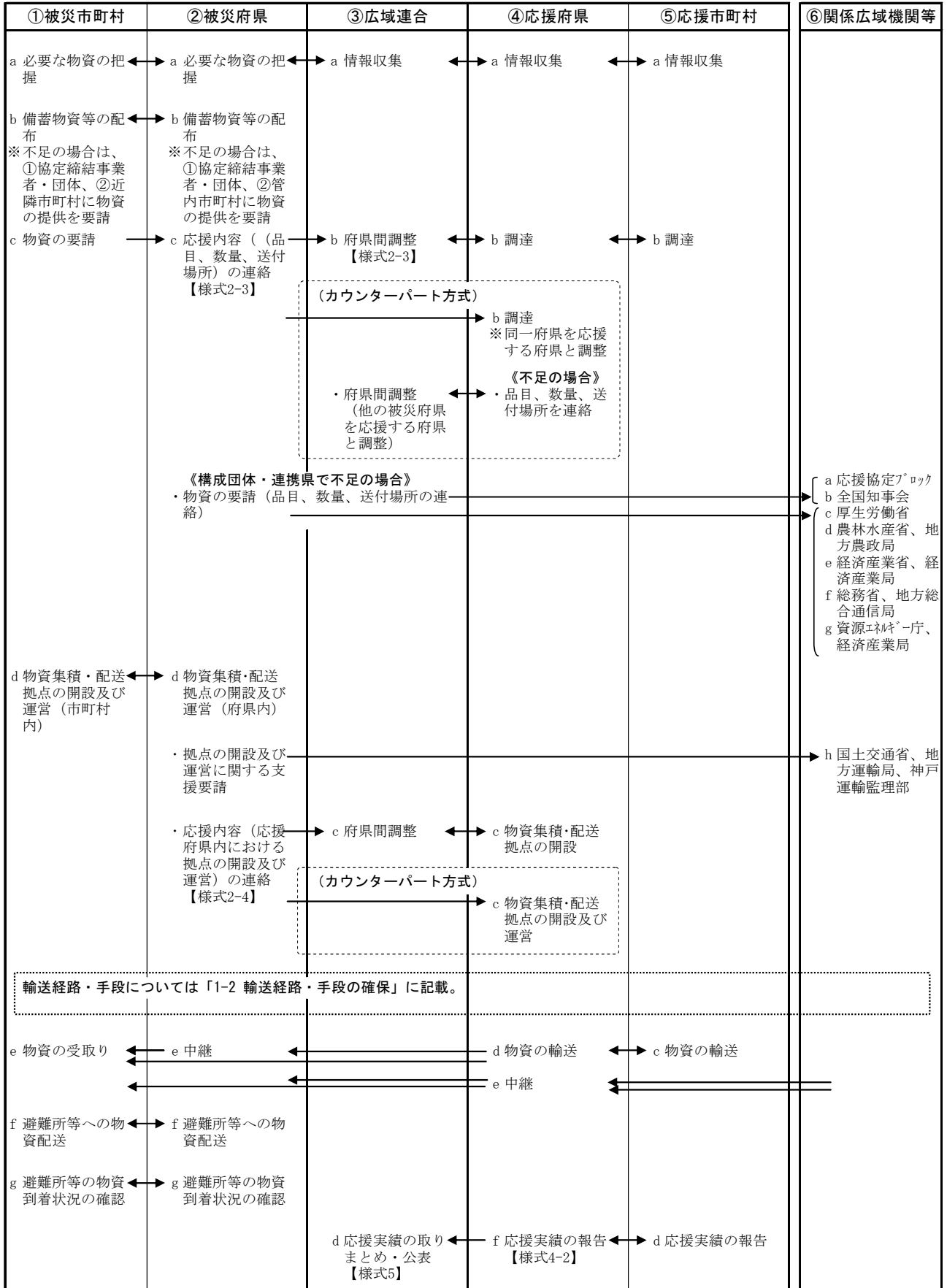
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や、関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を被災者まで迅速に供給する。

なお、本節では物資の供給に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他	
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	<ul style="list-style-type: none"> 以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 	—	
	主な基本物資(属性別)			
	属性に関わらず必要な物資			
	食料	<ul style="list-style-type: none"> アルファ化米 即席めん 精米 おにぎり 弁当 パン 缶詰 	<ul style="list-style-type: none"> 粉ミルク 離乳食 	<ul style="list-style-type: none"> 流動食 透析用米飯
	飲料水			
	生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> 毛布等の寝具 下着類、防寒具等の衣料品 トイレットペーパー等の保健衛生用品 コンロ・鍋等炊事用具 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ベビーバス ほ乳瓶 	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ ストーマ装具 補聴器 筆談器具
	医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、体温計、血圧計等 		
資機材	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ブルーシート 自家発電機 			
燃料	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における暖房用の燃料 自家発電機用の燃料 ※緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照			
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	—	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、ニーズに応じて必要な物資を逐次供給する。 (季節で変化するニーズに対応する物資例) <ul style="list-style-type: none"> - 夏対策物品 (冷房器具、虫除け等) - 冬対策物品 (暖房器具、防寒具等) (時期で変化するニーズに対応する物資例) <ul style="list-style-type: none"> - 避難所期：仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 - 仮設住宅期：家具、電化製品 物資受入拠点や避難所等の不要物資について有効利用を図るとともに、有効利用が難しい場合は、処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営 	

(4) オペレーション



※広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

① 被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	<input type="checkbox"/> 避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	<input type="checkbox"/> 被災府県と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 <input type="checkbox"/> 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	<input type="checkbox"/> 物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（市町村内）	<input type="checkbox"/> 物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 <input type="checkbox"/> 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 <input type="checkbox"/> 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。 <input type="checkbox"/> 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。
e 物資の受取り	<input type="checkbox"/> 物資集積・配送拠点に要員を待機させ、物資を受け取る。 <input type="checkbox"/> 倉庫業者と連携し、品目別に保管する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有する人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配送	<input type="checkbox"/> 宅配便事業者と連携し、避難所等へ物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	<input type="checkbox"/> 被災府県と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

② 被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	<input type="checkbox"/> 被災市町村と連携し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	<input type="checkbox"/> 被災市町村と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 <input type="checkbox"/> 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。 <input type="checkbox"/> 物資の不足が見込まれる場合は、被災していない管内市町村に備蓄物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 応援内容の連絡	<input type="checkbox"/> 府県内で物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 構成団体・連携県で物資の不足が見込まれる場合は、関係省庁へ生活物資の供給を要請する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（府県内）	<input type="checkbox"/> 物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 <input type="checkbox"/> 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 <input type="checkbox"/> 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を応援府県に連絡する。 <input type="checkbox"/> 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、国土交通省、地方運輸局に、関係事業者の斡旋など物資集積・配送拠点の開設及び運営に関する支援を要請する。 <input type="checkbox"/> 被災府県内の物資集積・配送拠点だけでは不足する場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、応援府県内に同拠点の開設が必要である旨を広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。
e 中継	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、府県物資集積・配送拠点において物資を集積し、市町村物資集積・配送拠点等に配送する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有した人材の派遣を民間事業者へ依頼する。

f 避難所等への物資配送	<input type="checkbox"/> 宅配便事業者と連携し、必要に応じて、避難所等へ直接物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	<input type="checkbox"/> 被災市町村と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

③ 広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	<input type="checkbox"/> 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県・市町村と情報を共有する。
b 府県間調整 (物資)	<input type="checkbox"/> 被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、府県に物資調達可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) <input type="checkbox"/> 被災府県からの要請物資が調達できない旨の連絡が幹事府県からあったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に物資の調達及び輸送を依頼する。 <input type="checkbox"/> 上記調整結果を被災府県へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 構成団体・連携県で物資を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会へ応援を要請する。
c 府県間調整 (物資集積・配送拠点)	<input type="checkbox"/> 被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、応援府県に同応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営を要請する。
d 応援実績の取りまとめ・公表	<input type="checkbox"/> 応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

④ 応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	<input type="checkbox"/> 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	<input type="checkbox"/> 広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、自らの備蓄物資に加え、管内市町村、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、物資を調達する。 <input type="checkbox"/> カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要請物資を調達できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 物資集積・配送拠点の開設及び運営	<input type="checkbox"/> 広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断される場合は、管内に物資集積・配送拠点を開設し、運営する。
d 物資の輸送	<input type="checkbox"/> 輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
e 中継	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、応援府県内に物資集積・配送拠点を開設して関西圏域外からの救援物資を一時保管し、被災府県・市町村の物資集積・配送拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需給調整を行う。
f 応援実績の報告	<input type="checkbox"/> 物資の送付状況を適正に管理し、広域連合に応援実績報告書2(様式4-2)により送付状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	□応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	□応援府県等から要請のあった物資を、自らの備蓄物資に加え、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、調達する。
c 物資の輸送	□輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
d 応援実績の報告	□物資の送付状況を適正に管理し、応援府県に送付状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	□広域連合からの要請に基づき、物資を調達し、被災地へ供給する。
b 全国知事会	□広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 □上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 厚生労働省	□被災府県からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
d 農林水産省、地方農政局	□被災府県からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
e 経済産業省、経済産業局	□被災府県からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
f 総務省、地方総合通信局	□被災府県からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
g 資源エネルギー庁、経済産業局	□被災府県からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
h 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	□被災府県からの要請に基づき、物資集積・配送拠点について、関係業界団体の協力を得る等により、その開設、運営の確保を図る。

<留意事項>

(連絡先リストの事前作成・協定締結)

- ①物資を円滑に調達し被災者に供給できるよう、弁当業者や介護食業者など関係事業者の連絡先を予め整理しておくとともに、スーパーマーケットなどと生活物資の供給に関する協定を締結しておく。

(物流事業者のノウハウの活用)

- ②支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図ること。その際、地方公共団体の人手を他の業務に振り向けられる効果も併せて考える。

(物資調達・輸送調整システムの整備)

- ③各行政主体及び民間事業者団体等が連携し、物資を円滑に調達し供給する体制の構築を図るため、調達・輸送に必要とされる物資の単位や荷姿などの情報を共有する調整システムを整備する。

(物資集積・配送マニュアル)

- ④被災市町村が、避難所の物資支援ニーズを把握できない場合、被災府県は可能な限り、避難所に府県職員を派遣し、物資支援ニーズを把握のうえ、「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」に記載する様式を用いて応援府県に連絡する。

(災害時要援護者等への配慮)

- ⑤物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すること。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図る。

(指定避難所外の避難者への対応)

- ⑥指定避難所以外の場所で生活している被災者についても可能な限り把握し、指定避難所まで取りに来てもらうなどして必要な生活物資を供給する。

(孤立集落対策)

- ⑦孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターを活用して物資を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を早急に確保する。

(災害救助法特別基準の設定協議)

- ⑧被災府県は、状況に応じて、災害救助法に基づく食品給与費（1人1日当たり1,010円以内）の引き上げ等、特別基準の設定について厚生労働省に協議を行う。（参考：東日本大震災時の特別基準1人1日当たり1,500円以内）

(被災地の経済活性化への配慮)

- ⑨救援物資を被災地又は被災地に少しでも近いところで調達するなど、可能な範囲で被災地の経済活性化にも留意する。

(被災自治体との通信手段の確保)

- ⑩通信手段の途絶を想定し、応援府県はあらかじめ携帯電話会社と協議のうえ、携帯電話回線を利用したデータ伝送を検討しておくことが望ましい。

(プッシュ型の応援)

- ⑪応援府県・市町村は、支援物資のニーズの情報が得られない被災地についても、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む「プッシュ型」支援の実施を遅滞なく判断する。
- ⑫「プッシュ型」の支援については、供給過剰の防止を図りつつ、集積拠点より先の各避難所までの配送体制も考慮して円滑かつ確実に実施する。
- ⑬「プッシュ型」の支援の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、現地の配送状況も考慮しつつ、要請に基づく「プル型」の支援への切替えを早く行う努力をする。

(個人からの救援物資の抑制)

- ⑭府県民の寄付による救援物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等で被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。
- ⑮個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災府県・市町村の負担になることから、特に必要で募集を要する品目を除き、個人からの義援物資については原則受け取らない。

平成 24 年度関西広域応援訓練の実施結果について

「関西防災・減災プラン」に基づく初めての関西広域応援訓練（図上訓練）を次のとおり実施しました。

訓練で得た成果については、関西広域応援・受援実施要綱への反映や今後の災害対応等に活かしていきます。

1 訓練目的

- (1) 「関西広域応援・受援実施要綱」（本訓練を踏まえて3月策定予定）に定める広域連合、構成団体、連携県の応援・受援に係る活動の内容や手順の確認と課題の抽出
- (2) 広域連合、構成団体、連携県及び防災関係機関が一堂に会し、相互の連携強化や災害対応能力の向上を図ること

2 訓練内容

(1) 想定

東海・東南海・南海地震の発生による揺れと津波により、和歌山、徳島県、三重県に甚大な被害が発生し、カウンターパート方式による応援・受援を実施

被災県	応援府県市
和歌山県	大阪府、大阪市、堺市、奈良県
徳島県	兵庫県、神戸市、鳥取県
三重県	京都府、京都市、福井県、滋賀県

被災県以外の府県市も被害を受けるが、被災県への応援も可能と想定

(2) 訓練方法

各フェーズの冒頭に、その時点で分かっている状況（被害情報・各機関の対応等）を集約し一括付与し、付与された状況に基づき、訓練参加者が「関西広域応援・受援要綱」の規定を踏まえ、応援・受援するにあたり、関係機関・団体と連絡調整を行い、必要なオペレーションを展開

(3) 訓練日時・場所

平成25年2月13日（水） 12：00～17：00
グリーンアリーナ神戸（総合運動公園体育館）

【訓練風景】



〔連合長あいさつ〕



〔訓練の様子(広域連合災害対策本部会議)〕



〔訓練の様子(遠景)〕



〔訓練の様子(徳島県災害対策本部)〕

3 参加機関 (46機関 約400名)

関西広域連合構成団体、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、消防庁、全国知事会、九州地方知事会、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、日本赤十字社、近畿運輸局、近畿地方整備局、関西電力、大阪ガス、NTT、トラック協会、建設業協会、神戸旅客船協会 等

4 検証

関西広域防災計画策定委員会委員等が検証を行い、その検証結果を「関西広域応援・受援実施要綱」に反映させる。

ア 外部検証員

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 消防庁消防大学校教授 | 戸谷 彰宏 |
| ② 兵庫県立大学准教授 | 木村 玲欧 |
| ③ 人と防災未来センター主任研究員 | 石川 永子 |

イ 内部検証員

各府県より1名

ウ 検証会議

3月7日に訓練参加機関による検証会議を行い、関西広域応援・受援実施要綱(案)の実効性の確認と次年度の訓練の在り方等について検討

5 外部検証員による講評 (主なもの)

(評価できる点)

- 先遣隊の派遣や広域連合災害対策本部会議を開催し、スムーズにカウンターパートが決定できた。
- カウンターパートの応援・受援がうまく機能しており、特に、応援府県市が被災県との応援調整のために被災県庁内に設置した現地支援本部については、表を作るなどしてうまく進行管理ができていた。

(改善を要する点)

- 被災県とそれを支援する現地支援本部との連携が重要
- 情報は自ら取りに行き、自ら発信していくことが必要であり、情報を収集、整理、判断、発信する能力、つまり情報処理力を、訓練を通じて伸ばしてほしい。
- 限られた情報を基に対策の優先順位をつけ、先を見越した災害対応を行うことが重要
- 実際の災害対応では職員が交代をしていくが、各構成団体等の対応状況をその都度ホワイトボードに整理していくこと等により、職員がしっかり引き継いでいくことが重要